

入札参加資格審査申請書の記載方法

ご注意！

- 本説明は愛北広域事務組合申請用書式記載方法についての説明です。

【 建設工事 】

今回ご提出いただく書類は、以下の様式+添付書類です。

様式名・添付書類名称		説明頁・備考		
◎	その1(入札参加資格審査申請書)	2, 3		
	その2(入札参加資格審査申請書 2枚目)	3, 4, 5		
	その3(申請営業所の許可業種及び資格審査希望業種)	5, 6, 7		
	その4(工事経歴書)	8		
◎	その5(委任状)	8 契約する営業所を本店(本社)以外とする場合のみ		
	許可証明書	愛知県内に本社のある業者は許可通知書(写) 愛知県外に本社のある業者は許可証明書(写) 国交大臣許可業者は、国交省 HP 内の「企業情報検索システム」からダウンロードしたもの		
	経営事項審査の総合評定値通知書(写)			
	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写) 建設業労働災害防止協会加入証明書(写)	加入業者のみ		
	納税証明書 委任の場合は、委任者(本社)・受任者(支店、営業所、支社)とも必要	国 税	法人	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)
			個人	「所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の2)
		県 税	法人	県税事務所が発行した「法人県民税」、「法人事業税」、「自動車税」の納税証明書(未納額がない証明用) (都にあつては都税事務所が発行した証明書)
			個人	県税事務所が発行した「個人事業税」、「自動車税」の納税証明書(未納額がない証明用)
	市町村税	法人・個人とも「市町村民税」、「固定資産税」の納税証明書(未納がない証明)又は、申請直前2年間分(法人は営業年度)の納税証明書		
	印鑑証明書	法人は法務局・個人は市区町村発行		
身分証明書	個人及び受任者のみ(本籍地の市区町村発行)			
履歴事項全部証明書又は登記簿謄本	法人のみ			
◎	入札参加資格審査カード(独自様式)	とじないで提出		
	入札参加資格審査申請書受付票	とじないで提出		

※ ◎印は必ず原本で提出すること。

※ 証明書等は鮮明なものに限りコピー可(コピーは原寸のこと)。

<その1 「入札参加資格審査申請書」関係>

《申請書記入上の注意事項》

記入内容や添付書類、申請時の説明等の申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は別に罰則があるばかりか、入札自体に参加できなくなる場合があります。

なお、申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、証明書面は、入札参加資格者名簿の有効期限内は保管しておいてください。

第1 申請者内容

1 申請時建設業許可番号

- (1) 「知事・大臣コード」欄は、国土交通大臣許可は「00」、愛知県知事許可は「23」、その他の都道府県知事許可は別表1のコードを記入してください。
- (2) 「愛知県知事許可」の場合は、「愛知県」と記入し、国土交通大臣を二本線で削除してください。また、「般特（□□）」欄は不要な文字は二本線で削除し、最新の許可年度を記入してください。「第□□□□□□号」欄は許可番号を右詰めで記入し、左空白は「0」で埋めてください。
- (3) 「申請内容」欄は、前回（令和4、5年度）を含めて、これまでに一度でも愛北広域事務組合で入札参加資格を得ている場合は「登録実績有」欄を、全くの新規の申請の場合は「新規」欄を○印で囲んでください。

2 申請者（建設業法上の主たる営業所）

- (1) 「郵便番号」欄は、必ず7桁の番号を記入してください。
- (2) 「所在地」欄は、建設業法上の主たる営業所の住所を都道府県から記入し、契約書に記載する住所等を記入してください。（番地等の表記に注意）
- (3) 「商号又は名称のフリガナ」欄は、カタカナで記入し、「カブシキガイシャ」等の法人の組織名は省略してください。
- (4) 「商号又は名称」欄の法人の組織名の表現は、(株)等の略号は用いず履歴事項全部証明書または登記簿謄本の「商号又は名称」のままに記入してください。
- (5) 「代表者職氏名」欄のうち（役職）欄は、個人事業主の方は記入しないでください。また、（氏名）欄は、姓と名の間は1文字あけてください。
- (6) 「会社印」及び「実印」欄は、鮮明に押印してください。「会社印」が無い場合は空欄のままです。
- (7) 「電話番号」及び「FAX番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-（ハイフン）」で区切りを入れてください。
- (8) 「連絡先（代行者含む。）」欄は、部署名、担当者名、直通電話番号を記入してください。

3 契約を締結する営業所

- (1) 「2 申請者」と同じ場合でも必ず記入してください。
- (2) 「郵便番号」、「所在地」、「商号又は名称のフリガナ」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」、「電話番号」及び「FAX番号」欄は上記説明と同じです。

なお、本社（本店）名の直後に支店名、営業所名等を記入する場合はカラムを一つ空けてください。

(例)

株	式	会	社	広	域	建	設		名	古	屋	支	店					
---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

広	域	建	設	株	式	会	社	名	古	屋	支	店						
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

4 使用印鑑届

- (1) 入札・見積・契約の締結等に使用する印鑑を押印してください。
- (2) 「会社印」及び「代表者印」欄は、鮮明に押印してください。「会社印」が無い場合は空欄のままで結構です。

<その2 「入札参加資格審査申請書2枚目」関係>

5 資本金（法人のみ）

申請時における資本金を記入してください。
右詰めで記入し、左余白は空欄としてください。

6 営業年数

建設業許可を取得してから申請時までの営業年数を記入してください。（1年未満端数は切り捨て）

7 建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体へ申請時に加入されている場合は「1」、未加入の場合は「2」を記入してください。

また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を記入してください。

（照会先：建設業労働災害防止協会愛知県支部〔電話 052-242-4441〕）

8 建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業に加入されている場合は「1」、未加入の場合は「2」を記入してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を記入してください。

（照会先：建設業退職金共済機構愛知県支部〔電話 052-243-0871〕）

9 労働者災害補償保険の加入状況

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく労災給付に加入している場合は「1」、未加入の場合は「2」を□内に記入してください。

10 常勤職員数

申請日現在において常時雇用している従業員の数を記入してください。

「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、申請日現在において常時雇用している従業員の内、専ら建設工事関係に従事している職員の数を記載してください。

「③その他職員」欄は、それ以外の職員（兼業部門等職員）の数を記載してください。

法人にあつては常勤役員の数を含めた従業員全体を、個人にあつては事業主を含めた①、②、③の合計人数を記載してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

11 有資格者技術職員数等

(1) 申請日現在における有資格者数を記入してください。なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方については、該当する資格の欄すべてに記入してください。ただし、1級〇〇・2級〇〇については上位のもののみを記入してください。

(2) 「合計」欄には該当する資格の延べ数を記入してください。「実人員」欄には実際の資格取得者数を記入してください。

※ なお、「技術士」は技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる者を指します。

12 監理技術者資格者証所持者数

(1) 申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に記入してください。なお、資格証の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに記入してください。

(2) 「合計」欄には該当する資格の延べ数を記入してください。「実人員」欄には実際の資格取得者数を記入してください。

別表 1

国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

<その3 「申請営業所の許可業種及び資格審査希望業種」 関係>

第2 申請業種情報

申請営業所の許可業種及び資格審査希望業種

1 契約を締結する営業所の許可業種

別表2を参考に、契約を締結する営業所が建設業の許可を有し、かつ経営事項審査の総合評定値を得ている許可業種について、□内に該当業種が一般建設業許可の場合は「1」、特定建設業許可の場合は「2」と記入してください。

2 資格審査を希望する業種

別表2及び別表3を参考に、上記1で記入した許可業種のうち、今回、資格審査を希望する業種を□内に該当業種が一般建設業許可の場合は「1」、特定建設業許可の場合は「2」と記入してください。

3 専門工事を希望する業種

とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業及び電気通信工事業の申請のうち、専門工事の施工が可能で、かつ、それらの業種を希望される方は、様式内の表を参考に申請を希望する専門工事の□内に「1」と記入してください（複数記入可）。

別表 2

発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種	
1	一般土木工事 (総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。)	土木工事業	
2	舗装工事	舗装工事業	
	アンツーカー工事	舗装工事業	アンツーカー工事
	クレイコート工事	舗装工事業	クレイコート工事
3	しゅんせつ工事 (しゅんせつ船を必要とする工事)	しゅんせつ工事業	
4	造園植栽工事	造園工事業	
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	
	鋼橋上部工事	鋼構造物工事業	鋼橋上部工事
6	ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設各工事	とび・土工工事業	
	フェンス設置工事(防球網設置工事含む。)	とび・土工工事業	フェンス設置工事
	法面処理、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業	法面保護工事
7	道路標識等設置工事	とび・土工工事業	道路標識工事
8	道路区画線工事	塗装工事業	路面表示工事
9	土木工作物塗装工事	塗装工事業	
10	建築物塗装工事		
11	下水処理設備工事	水道施設工事業	
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業	
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業	
14	機械設備工事 (電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。)	機械器具設置工事業	
	エレベーター工事	機械器具設置工事業	エレベーター工事
	ポンプ据付工事	機械器具設置工事業	ポンプ据付工事
15	一般建築工事	建築工事	
16	建築物除去工事	とび・土工工事業	解体工事
17	防水工事	防水工事業	
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業	

19	さく井工事	さく井工事業	
20	管工事	管工事業	
	空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業	空気調和設備工事
	給排水衛生設備工事	管工事業	給排水衛生設備工事
	浄化槽設備工事	管工事業	浄化槽設備工事
21	電気設備工事	電気工事業	
	太陽光発電設備工事	電気工事業	太陽光発電設備工事
22	電気通信設備工事	電気通信工事業	
	L A N設備工事	電気通信工事業	L A N設備工事
23	畳工事	内装仕上工事業	
24	建具工事	建具工事業	
25	消防施設工事	消防施設工事業	
26	大工工事、型枠工事	大工工事業	
27	左官工事、モルタル防水工事	左官工事業	
28	コンクリートブロック積み（張り）工事	石工事業	
29	屋根ふき工事	屋根工事業	
30	タイル張り工事	タイル・れんが・ブロック工事業	
31	鉄筋加工組立て工事	鉄筋工事業	
32	建築板金工事	板金工事業	
33	ガラス加工取付け工事	ガラス工事業	
34	冷暖房設備の熱絶縁工事	熱絶縁工事業	

(注) 一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも、当該発注工事の内容が、技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合には、この表にかかわらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表 3

「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業 種 名	略号	業 種 名	略号	業 種 名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

<その4 「工事経歴書」関係>

この表は、建設業法に規定する建設工事の種類ごとに作成してください。(必要があれば書式を必要枚数分コピーして作成してください。)

この表は、直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着工した主な未成工事について記入してください。「請負代金の額」には消費税抜きの契約金額を記入してください。

下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した元請者を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記入してください。

<その5 「委任状」関係>

契約を締結する営業所を本店(本社)以外とする場合のみ記入してください。受任者の「所在地」「商号又は名称」「代表者職氏名」を記入してください。